

## ■ 医療情報取得加算及び医療DX推進体制整備加算について

当院は、令和6年6月の診療報酬改定に伴う、医療情報取得加算、医療DX推進体制整備加算について、以下の通り対応を行っております。

- オンライン請求を行っております。
- オンライン資格確認を行う体制を有しております。
- 医師が、電子資格確認を利用して取得した診療情報を、必要に応じて閲覧又は活用できる体制を有しております。
- 電子処方箋の発行については、現在検討中です。
- 電子カルテ情報共有サービスを活用できる体制については、現在検討中です。
- マイナンバーカードの健康保険証利用については、ポスター掲示や、お声かけをさせて頂いております。
- オンライン資格確認システムを通じて取得した医療情報を活用して診療を行う他、マイナ保険証の利用を促進する等、医療DXを通じて質の高い医療を提供できるよう取り組んでおります。